

平成 23 年度 第 3 回 総務企画委員会 議事概要

H23. 7. 25 作成

H23. 7. 26 修正

日 時 : 平成 23 年 7 月 19 日(火) 18:00~20:00

場 所 : 建築士会 会議室

出席者: (委 員 長)金子 修司

(副委員長)長田 喜樹

(委 員)芝 京子 石井 明 山根 三郎 二宮 智美 山成 芳直 菊嶋 秀生

長谷川 行彦 高橋 聡 毛塚 尚男

村島 正章(担当常任理事)

(オブザーバー)加藤 清

(事 務 局)佐川事務局長 田中職員

欠席者: (委 員)福 井 通 永井 香織

(オブザーバー)花方 威之(会長)

- ・今回が委員変更後初めての開催となるので、委員会冒頭に各委員より自己紹介があった。
- ・金子修司委員から、去る 6 月 14 日(火)に開催された総務企画委員会の準備会における議論が紹介された。
 - ・会長からは、会長の諮問機関としての総務企画委員会の役割に期待するとの発言あり。
 - ・従来以上に、事務局からの積極的な提案を期待したい。
 - ・賛助会小委員会も、総務企画委員会の傘下でなく、将来の独立委員会化を展望すべき 等

<協議事項>

1 委員長及び副委員長の選出

○委員長として金子修司委員、副委員長として長田喜樹委員が選出、承認された。

2 平成 23・24 年度事業計画について

○副委員長より「平成 23 年度総務企画委員会事業計画」について説明

- ・9~11 月にかけて、定款の骨子及び諸規程について議論をしたい。また、その際に支部及び委員会から意見を募るかどうかは今後議論したい
- ・細則・諸規程の整備の中でも、理事選挙規程は十分検討したい。
- ・賛助会活動は空欄となっているが、今後担当の委員と打合せを行い、適宜開催していきたい。

《事務局:事務局長より補足》

- ・7 月 6 日(水)に認可庁(神奈川県)へ確認を行ったところ、定款骨子案及び移行スケジュール想定について、大筋では了解をいただいた。なお、平成 25 年 4 月 1 日付け認可であれば解散総会と発足総会が一度ですむとのことであった。(4 月 1 日を過ぎてしまうと、その日までで再度決算をする必要がある。)

3 定款骨子案の確認

概要

○理事と委員長及び支部長の間を明確化するべきとの意見を踏まえ、事務局にて検討・報告することとなった。

○副委員長より「定款変更骨子案 全体構成のイメージ」及び「モデル定款からの主要な変更箇所と理由」について説明

・定款骨子について、平成 23 年 2 月 15 日(火)に開催された平成 22 年度第 10 回総務企画委員会にてモデル定款をベースに作成するということが了承された。また、某県士会が認可を受けた定款もモデル定款に近いものであった。

・総会の定足数は過半数とし、予算及び事業計画は理事会で決議することとなる。某県士会では会費の引き上げについては総会決議事項としている。また、某県士会ではモデル以外の規定として、役員責任の免除・限定に関する事項も定款に記載している。

・法律(法人法第 49 条)に出席者が過半数でなければ決議できないとはっきり明記されているのは会員の除名、監事の解任等である。決算承認も含まれると思われるが、某県士会では、一般的な定足数を 3 分の 1 としており、定款上は総会が成立しても、法的には決議ができない場合もあり得る。その際の対応が疑問である。

→「追記」事務局で確認することとなった。

・役員について、支部長を法人法上の役員としているところはなく、某県士会も同様である。

○質疑応答

問:現在の理事の任期は平成 23・24 年(平成 25 年度総会終了時まで)である。平成 25 年 4 月 1 日発足であると 5 月の総会での理事選出はどのようになるのか。また、諸規程の整備について、新法人移行後に生きる規程は、新法人移行後の理事が審議すべきであると思われるが、その点はいかがか。

補:そうであれば、事前に案を作成する中において、例えば新理事会で承認されることにより施行するなどの特約条文を設けることで対応できないか。

答:認可庁へうかがったところ、新法人移行後にも活かすべき重要な規定等(理事会等に関する定めなど)は、新法人移行後の理事会で制定し直さなければならないものであるとのことであった。

問:現在総会の出席者及び委任状の集まり状況はどの程度であるか。

答:当日の出席者は 100~150 名程であり、委任状は 1100 通余である。

問:これまでのやり方を踏襲してよいのか、という疑問がある。例えば会議の種類についてであるが、役員会は純粋な理事会とは呼べないと考えている。愛知士会の例をみると、理事会は理事会として存在しており、役員を含めたものは運営会議として開催しているようである。

補:かつて役員会で決議をとった際は、決議に参加できるのは理事のみとして、委員長等は退席してもらったことがある。

補:少し前の状況では席の指定がなく、どこに理事が座っているか分からなかった。現在は理事の席と役員の席を分けているが、この方が決議をとる際も分かり易いのではないか。

答:認可庁の指導として、過去の色々な経緯もあり急に変わるの難しいだろうから、実質理事会として機能しているのであれば現状は構わないとの回答ということであった。勿論、新法人移行の際は修正する必要がある。

問:支部長及び委員長であって、理事でない方はどのぐらいいるのか。

答:正式な数は分からないが、以前に比べると多くなっている。

問:理事=執行役員であると思われるが、理事が一委員として理事会に出席している場合もある。必ず委員長や支部長になっていない点には疑問があり、例えば委員会内の一員であっても立場上は理事が上なのか、それとも委員長が上なのかが分からない。新法人移行に際しはっきりさせてはいかがだろうか。

答:委員長を必ず理事にするとすると委員長の引き受け手がいなくなってしまうと思われる。

補:理事選挙の際は定足数より多い立候補者が出るのだから、理事になりたいという気持ちを持っている方は多いのではないか。

《事務局より補足》

6月20日(月)に開催された正副会長会議にて、

- ・正副会長・常任理事会は方針決定を行う場所であるべきこと
- ・委員会と常任理事との連携を深めるとともに、常任理事にあつては担当する委員会でのサポート役を担いつつ、土会全体を見通した助言をお願いしたいこと

との発言が、会長等よりなされた。

問:理事会の書面による委任は可能か。

答:認められない。

補:書面による委任を行う場合は、予め議題等の資料を送付する必要がある。

問:理事の数について、現在の数は妥当であるか。

答:認可庁によると、全会員(3400名)の10分の1であるので人数としては多すぎることはないが、新法人移行の際は「30人以内」といった表現にしてはどうかとのことであった。

《芝委員より補足》

・事務所協会の例であるが、委員長は全て理事になっているが、支部長は必ずしもそうではない。

☆理事と委員長及び支部長の関係を明確化すべきとの意見を踏まえ、事務局にて検討・報告することとなった。

4 情報公委員会及びCPD・専攻建築士制度委員会への委員の派遣について

概要

○情報広報委員会へは、副委員長が引き続き出席することとなった。

○委員公募制の導入可否や導入の際の問題点を、事務局で検討・提示することとなった。

○田中職員より「情報広報委員の推薦について(依頼)」及び「CPD・専攻建築士制度委員の推薦について(依頼)」について説明

・情報広報委員会は、広報活動を行うことから各支部及び委員会より委員を出している。

☆情報広報委員会へは、副委員長が引き続き出席することとなった。

☆CPD・専攻建築士制度委員会への委員の推薦は見送ることとなった。

問:委員会に出席している委員は全会員のごく一部である。一般の会員へも委員会への参加方法等をオープンにすべきであり、そのあたりも新法人移行の際に整備すべきである。

《オブザーバーより補足》

・支部として誰が本会の委員会へ参加しているか把握しきれていない。そこで、私の支部では、規約の中に「本会の委員会へ参加している方は必ず支部へ知らせること」といった内容を盛り込んだ。支部として、本会への参加者を把握できないと本会与支部とが分離してしまい、支部の存在意義が問われることになってしまう。

問:委員の選出について、例えば支部内から推薦を得ることを条件とした方がよいのではない
か。誰でもいいから参加できるというのでは、ふさわしいかどうか選ぶことができないと思われ
る。また、交通費等が予算を越えてしまうことも考えられる。

《別委員より補足》

・支部からの推薦が必要になると、例えば支部での活動はできないが、本会の委員会での活動
はできるといった方の参加が難しくなってしまうのではないか。

☆委員公募制の導入可否や導入の際の問題点を、事務局で検討・提示することとなった。

5 その他

・担当委員より、次回(9月20日)の総務企画委員会の開催前に賛助会小委員会を開催したいと
の提案があり承認された。現在2社の賛助会員よりイベント開催の案が出ており、開催の方向で
話を進めていきたい。

☆9月20日17時より開催。開催通知は事務局(担当職員)より出すこととなった。

・総務企画委員会として各委員会の委員名簿一覧をいただきたいとの要望があった。

☆次回の委員会までに用意し配布することとなった。

<報告事項>

1 UIA 東京大会について

○事務局長より「UIA 東京大会のパンフレット」による報告

・7月31日までに参加登録をされると登録料が安くなる。特に女性・青年委員会の方にご参加
いただきたい。

《委員よりコミュニティアーキテクツシンポジウムについて補足》

・昨年4回程勉強会があったが、内容がよかった。是非参加していただきたい。

2 日韓中建築士協議会(横浜会議)について

○事務局長より報告

・7月22日に連合会の国際委員長が来局予定である。その席で内容がわかると思われるが、
8月に総務企画委員会の開催がなく報告については今後検討したい。

・連合会の国際委員に参加している会員によると、ガイド(通訳)については連合会側で用意す
るとのことである。

○質疑応答

問:日程は決まっているか。

答:11月8日 レセプション ・ 9~10日オープンセッション ・ 11日 箱根見学 といった予定で
ある。

問:会議の規模はどの程度のものか。

答:会議自体は40名程度であるが、レセプションは100名程度になる予定である。